平成２６年（フ）第１９７号
岡山県倉敷市連島町矢柄6234番地４
債務者　羽井佐　貢
１　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１９８号
岡山県倉敷市連島町矢柄6234番地４
債務者　羽井佐智恵子
１　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２８０号
高知市薊野東町７番16―３号　２Ｆ
債務者　和田　宏子
１　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４１４号
埼玉県川越市大字砂975番地２　グリーンピア川越201号室
債務者　濱口　　望（旧姓斎藤）
１　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４３６号
埼玉県坂戸市伊豆の山町11番地　10―108
債務者　橋本　　正
１　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４４９号
埼玉県入間市大字下藤沢340番地33　コーポさいき103
債務者　中津　　司
１　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４５１号
埼玉県川越市藤間60―１　Ｓ．Ｓ．Ｓ．川越第二寮、住民票上の住所埼玉県朝霞市膝折町４丁目７番29号株式会社武蔵野膝折寮206
債務者　野口稲生こと　ノグチ　イナオ
１　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１７３号
香川県高松市木太町1845番地２　多田マンション101
債務者　窪田　加苗（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４２号
福岡県大牟田市白銀640番地13　ブレッザ201号、住民票上の住所福岡県大牟田市大字岬1969番地　黒崎県営住宅７棟43号
債務者　竜圓亜紀子
１　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第４３号
福岡県大牟田市橋口町４番地11　はるみビル302号
債務者　武藤　弘毅
１　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第４４号
北海道芦別市南１条東１丁目１番地
債務者　鈴木　友也
１　決定年月日時　平成26年10月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第４５号
北海道芦別市北６条西２丁目７番地の７
債務者　石川　和枝
１　決定年月日時　平成26年10月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
福島県喜多方市山都町木幡字家ノ前甲283番地２
債務者　仮名　良治
１　決定年月日時　平成26年10月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第６３号
福島県会津若松市大塚２丁目９番17号　オレンジハウス102号室、前住所福島県南会津郡下郷町大字小沼崎字中ノ原甲1143番地
債務者　山内　桜香
１　決定年月日時　平成26年10月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第２３８号
愛知県一宮市木曽川町門間字北屋敷33番地２
債務者　中井　美沙（旧姓江戸）
１　決定年月日時　平成26年10月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２４７号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字北東川41番地
債務者　鈴木　和明
１　決定年月日時　平成26年10月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１３４号
香川県高松市伏石町2030番地20
債務者　寶田　　明
１　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係